

港長公示 西第30-2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年8月22日

阪神港長



阪神港尼崎西宮芦屋区第2区西宮浜南側海域における航泊の禁止について

阪神港尼崎西宮芦屋区第2区西宮浜南側海域において、西宮花火大会 2018 が実施されるため、下記により船舶（当大会関係船舶および官公庁用船舶を除く。）の航泊を禁止する。

なお、荒天等のため行事が中止される場合は、本公示を取り消す。

記

1 期間

平成30年9月15日（土） 19:00～20:00

2 区域

次のイ点から二点を順次に結んだ線に囲まれた海域

基点 西宮内防波堤灯台（概位 WGS 34-42-11.8N, 135-20-28.6E）

イ点 基点から 296度 1034mの地点

ロ点 イ点から 180度 220mの地点

ハ点 ロ点から 270度 220mの地点

二点 ハ点から 0度 220mの地点

3 その他

- (1) 航泊禁止区域を示す灯浮標（黄色4秒1閃、光達距離2.7km）がイ・ロ・ハ・二点及びイ～ロ、ロ～ハ、ハ～二間に計7基設置されている。
- (2) 実施海域には、警戒船4隻（救助船兼務1隻）が配備されている。

